

建築基準法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文 目次

一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）

..... 1

改 正 案	現 行
<p>第六十七条 構造耐力上主要な部分である鋼材の接合は、<u>接合される鋼材が炭素鋼であるときは高力ボルト接合、溶接接合若しくはリベット接合（構造耐力上主要な部分である継手又は仕口に係るリベット接合にあつては、添板リベット接合）又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法に、接合される鋼材がステンレス鋼であるときは高力ボルト接合若しくは溶接接合又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法に、</u>軒の高さが九メートル以下で、かつ、張り間が十三メートル以下の建築物（延べ面積が三千平方メートルを超えるものを除く。）にあつては、ボルトが緩まないように次の各号のいずれかに該当する措置を講じたボルト接合によることができる。</p> <p>一 四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（鉄筋の継手及び定着） 第七十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 柱に取り付けるはりの引張り鉄筋は、柱の主筋に溶接する場合を除き、柱に定着される部分の長さをその径の四十倍以上としなければならぬ。ただし、<u>国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合</u>において、この限りでない。</p> <p>4（略）</p>	<p>第六十七条 構造耐力上主要な部分である鋼材の接合は、<u>ボルトが緩まないように次の各号のいずれかに該当する措置を講じたボルト接合（延べ面積が三千平方メートルを超える建築物又は軒の高さが九メートルを超え、若しくは張り間が十三メートルを超える建築物であつて、接合される鋼材が炭素鋼であるときは高力ボルト接合、溶接接合若しくはリベット接合（構造耐力上主要な部分である継手又は仕口に係るリベット接合にあつては、添板リベット接合）又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法、接合される鋼材がステンレス鋼であるときは高力ボルト接合若しくは溶接接合又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法）</u>によらなければならない。</p> <p>一 四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（鉄筋の継手及び定着） 第七十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 柱に取り付けるはりの引張り鉄筋は、柱の主筋に溶接する場合を除き、柱に定着される部分の長さをその径の四十倍以上としなければならぬ。</p> <p>4（略）</p>

(柱の構造)

第七十七条 構造耐力上主要な部分である柱は、次に定める構造としなければならない。

一〜四 (略)

五 柱の小径は、その構造耐力上主要な支点間の距離の十五分の一以上とすること。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

六 (略)

(工作物の指定)

第三十八条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で法第八十八条第一項の規定により政令で指定するものは、次に掲げるもの（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関するものその他他の法令の規定により法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定するものを除く。）とする。

一 (略)

二 高さが十五メートルを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざおを除く。）

三〜五 (略)

2・3 (略)

(煙突及び煙突の支線)

第三十九条 第三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第一号に掲げる煙突（以下この条において単に「煙突」という。）

(柱の構造)

第七十七条 構造耐力上主要な部分である柱は、次に定める構造としなければならない。

一〜四 (略)

五 柱の小径は、その構造耐力上主要な支点間の距離の十五分の一以上とすること。

六 (略)

(工作物の指定)

第三十八条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で法第八十八条第一項の規定により政令で指定するものは、次に掲げるもの（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関するものを除く。）とする。

一 (略)

二 高さが十五メートルを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法第二条第一項第十号に規定する電気事業者及び同項第十二号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。）

三〜五 (略)

2・3 (略)

(煙突及び煙突の支線)

第三十九条 第三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第一号に掲げる煙突（以下この条において単に「煙突」という。）

に関する法第八十八条第一項において読み替えて準用する法第二十条の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 次項から第四項までにおいて準用する規定(第七章の八の規定を除く。)に適合する構造方法を用いること。

三・四 (略)

2| 煙突については、第百十五条第一項第六号及び第七号、第五章の四第三節並びに第七章の八の規定を準用する。

3| 第一項第三号又は第四号口の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いる煙突については、前項に規定するもののほか、耐久性等関係規定(第三十六条、第三十六条の二、第四十一条、第四十九条、第七十条及び第七十六条(第七十九条の四及び第八十条において準用する場合を含む。))の規定を除く。)を準用する。

4| 前項に規定する煙突以外の煙突については、第二項に規定するもののほか、第三十六条の三から第三十九条まで、第五十一条第一項、第五十二条、第三章第五節(第七十条を除く。)、第六節(第七十六条から第七十八条の二までを除く。))及び第六節の二(第七十九条の四(第七十六条から第七十八条の二までの準用に関する部分に限る。))を除く。)、第八十条(第五十一条第一項、第七十一条、第七十二条、第七十四条及び第七十五条の準用に関する部分に限る。))並びに第八十条の二の規定を準用する。

(鉄筋コンクリート造の柱等)

第百四十条 第百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第二号に掲げる工作物に関する法第八十八条第一項において読み替えて準用する法第二十条の政令で定める技術的基準は、次項から第四項までにおいて準用する規定(第七章の八の規定を除く。)に適合する構造方法を用いることとする。

に関する法第八十八条第一項において読み替えて準用する法第二十条の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 次項において準用する規定(第七章の八の規定を除く。)に適合する構造方法を用いること。

三・四 (略)

2| 煙突については、第三十六条の三から第三十九条まで、第五十一条第一項、第五十二条、第三章第五節(第七十条を除く。)、第六節(第七十六条から第七十八条の二までを除く。))、第六節の二(第七十九条の四(第七十六条から第七十八条の二までの準用に関する部分に限る。))を除く。))及び第八十条(第五十一条第一項、第七十一条、第七十二条、第七十四条及び第七十五条の準用に関する部分に限る。))、第八十条の二、第百十五条第一項第六号及び第七号、第五章の四第三節並びに第七章の八の規定を準用する。

(鉄筋コンクリート造の柱等)

第百四十条 第百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第二号に掲げる工作物に関する法第八十八条第一項において読み替えて準用する法第二十条の政令で定める技術的基準は、次項において準用する規定(第七章の八の規定を除く。)に適合する構造方法を

2 前項に規定する工作物については、第五章の四第三節、第七章の八並びに前条第一項第三号及び第四号の規定を準用する。

3 第一項に規定する工作物のうち前項において準用する前条第一項第三号又は第四号の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いるものについては、前項に規定するもののほか、耐久性等関係規定（第三十六条、第三十六条の二、第四十九条、第七十条、第七十六条（第七十九条の四及び第八十条において準用する場合を含む。）並びに第八十条において準用する第七十二条、第七十四条及び第七十五条の規定を除く。）を準用する。

4 第一項に規定する工作物のうち前項に規定するもの以外のものについては、第二項に規定するもののほか、第三十六条の三から第四十一条まで、第四十七条、第三章第五節（第七十条を除く。）、第六節（第七十六条から第七十八条の二までを除く。）及び第六節の二（第七十九条の四（第七十六条から第七十八条の二までの準用に関する部分に限る。）を除く。）並びに第八十条の二の規定を準用する。

（広告塔又は高架水槽等）

第四百十一条 第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第三号及び第四号に掲げる工作物に関する法第八十八条第一項において読み替えて準用する法第二十条の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一（略）

二 次項から第四項までにおいて準用する規定（第七章の八の規定を除く。）に適合する構造方法を用いること。

2 前項に規定する工作物については、第五章の四第三節、第七章の八並びに第三百三十九条第一項第三号及び第四号の規定を準用する。

2 前項に規定する工作物については、第三十六条の三から第四十一条まで、第四十七条、第三章第五節（第七十条を除く。）、第六節（第七十六条から第七十八条の二までを除く。）及び第六節の二（第七十九条の四（第七十六条から第七十八条の二までの準用に関する部分に限る。）を除く。）、第八十条の二、第五章の四第三節、第七章の八並びに前条第一項第三号及び第四号の規定を準用する。

（広告塔又は高架水槽等）

第四百十一条 第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第三号及び第四号に掲げる工作物に関する法第八十八条第一項において読み替えて準用する法第二十条の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一（略）

二 次項において準用する規定（第七章の八の規定を除く。）に適合する構造方法を用いること。

2 前項に規定する工作物については、第三十六条の三から第四十一条まで、第四十四条、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条、第三章第五節、第六節及び第六節の二、第八十条の二、第五章の四第三節、第七章の八並びに第三百三十九条第一項第三号及び第四号の規定を準用する。

3| 第一項に規定する工作物のうち前項において準用する第三百三十九条第一項第三号又は第四号ロの規定により国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いるものについては、前項に規定するもののほか、耐久性等関係規定（第三十六条、第三十六条の二、第四十九条並びに第八十条において準用する第七十二条及び第七十四条から第七十六条までの規定を除く。）を準用する。

4| 第一項に規定する工作物のうち前項に規定するもの以外のものについては、第二項に規定するもののほか、第三十六条の三から第四十二条まで、第四十四条、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条、第三章第五節、第六節及び第六節の二並びに第八十条の二の規定を準用する。

（乗用エレベーター又はエスカレーター）

第四百四十三条 第三百三十八条第二項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーターに関する法第八十八条第一項において読み替えて準用する法第二十条の政令で定める技術的基準は、次項から第四項までにおいて準用する規定（第七章の八の規定を除く。）に適合する構造方法を用いることとする。

2 前項に規定する乗用エレベーター又はエスカレーターについては、第二百二十九条の三から第二百二十九条の十まで、第二百二十九条の十二、第七章の八並びに第三百三十九条第一項第三号及び第四号の規定を準用する。

3| 第一項に規定する乗用エレベーター又はエスカレーターのうち前項において準用する第三百三十九条第一項第三号又は第四号ロの規定により国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いるものについては、前項に規定するもののほか、耐久性等関係規定（第三十六条、第三十六条の二、第四十一条、第四十九条並びに第八十条において準用する第七十二条及び第七十四条から第七十六条までの規定を除く。）を準用する。

（乗用エレベーター又はエスカレーター）

第四百四十三条 第三百三十八条第二項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーターに関する法第八十八条第一項において読み替えて準用する法第二十条の政令で定める技術的基準は、次項において準用する規定（第七章の八の規定を除く。）に適合する構造方法を用いることとする。

2 前項に規定する乗用エレベーター又はエスカレーターについては、第三十六条の三から第三十九条まで、第三章第五節、第六節及び第六節の二、第八十条の二、第二百二十九条の三から第二百二十九条の十まで、第二百二十九条の十二、第七章の八並びに第三百三十九条第一項第三号及び第四号の規定を準用する。

4 第一項に規定する乗用エレベーター又はエスカレーターのうち前項に規定するもの以外のものについては、第二項に規定するもののほか、第三十六条の三から第三十九条まで、第三章第五節、第六節及び第六節の二並びに第八十条の二の規定を準用する。

(仮設建築物等に対する制限の緩和)
第四百七十七条 (略)

2 第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第一号に掲げる煙突(高さが六十メートル以下のものに限る。)でその存続期間が二年以内のものについては、第三百三十九条第一項第四号、第三項(第三十七条及び第三十八条第六項の規定の準用に関する部分に限る。)及び第四項(第三十七条、第三十八条第六項及び第六十七条の規定の準用に関する部分に限る。)の規定は、適用しない。

3 第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第二号に掲げる工作物(高さが六十メートル以下のものに限る。)でその存続期間が二年以内のものについては、第四百四十条第二項において準用する第三百三十九条第一項第四号、第四百四十条第三項(第三十七条及び第三十八条第六項の規定の準用に関する部分に限る。)及び第四百四十条第四項(第三十七条、第三十八条第六項及び第六十七条の規定の準用に関する部分に限る。)の規定は、適用しない。

4 第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第三号及び第四号に掲げる工作物(高さが六十メートル以下のものに限る。)でその存続期間が二年以内のものについては、第四百四十一条第二項において準用する第三百三十九条第一項第四号、第四百四十一条第三項(第三十七条、第三十八条第六項及び第七十条の規定の準用に関する部分に限る。)及び第四百四十一条第四項(第三十七条、第三十八条第六項、第六十七条及び第七十条の規定の準用に関する部分に限る。)の規定は、適用しない。

(仮設建築物等に対する制限の緩和)
第四百七十七条 (略)

2 第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第一号に掲げる煙突(高さが六十メートル以下のものに限る。)でその存続期間が二年以内のものについては、第三百三十九条第一項第四号及び第二項(第三十七条、第三十八条第六項及び第六十七条の規定の準用に関する部分に限る。)の規定は、適用しない。

3 第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第二号から第四号までに掲げる工作物(高さが六十メートル以下のものに限る。)でその存続期間が二年以内のものについては、第四百四十条第二項(第三十七条、第三十八条第六項、第六十七条及び第四百三十九条第一項第四号の規定の準用に関する部分に限る。)及び第四百四十一条第二項(第三十七条、第三十八条第六項、第六十七条、第七十条及び第三百三十九条第一項第四号の規定の準用に関する部分に限る。)は、適用しない。